阿南市移住支援団体登録制度および 公民連携移住支援事業補助金について

本市では、移住促進及び関係人口の創出・拡大・深化に取り組む市内の各種団体を「移住支援団体」として登録し、官民協働で移住者や関係人口を受け入れる体制の強化を図り、地域の活性化につなげる「阿南市移住支援団体登録制度」を設けています。

【阿南市移住支援団体登録制度】

(目的)

移住促進及び関係人口の創出・拡大・深化に取り組む市内のNPO法人、ボランティア団体、各種協議会及び商工会議所等を「移住支援団体」として登録し、官民協働で移住者や関係人口を受け入れる体制の強化を図り、地域活性化につなげ、持続可能なまちづくりの推進を実現することを目的とする。

(登録要件)

阿南市と連携し、次に掲げる活動に取り組むこと。なお、移住支援団体は10名以上で構成し、かつ1年以上活動実績があること。

- (1) 移住定住促進に関する活動
- (2) 空き家の利活用に関する活動
- (3) 関係人口の創出・拡大・深化に関する活動
- (4) 市が主催する研修会等への参加
- (5) その他市長が必要と認める活動

また、登録された移住支援団体が主体となって実施する移住促進及び関係人口の 創出・拡大・深化に関わる事業に対し事業費の一部を補助する「公民連携移住支援事 業補助金」を次のとおり実施します。

【阿南市公民連携移住支援事業補助金】

(概要)

「阿南市移住支援団体登録制度」に登録された団体が主体となって実施する移住 促進及び関係人口の創出・拡大・深化に関わる事業に対し、費用の一部を補助し ます。

(対象経費)

- (1) 空き家及び空き店舗の改修に要する経費
- (2) 移住フェア、移住セミナー等の出展及び移住・関係人口コーディネートに要する経費
- (3) ワーケーション及び副業人材の受け入れに要する経費
- (4) 関係人口との協働による地域課題の解決に資する経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助金額)

上限100万円(補助率2/3)

(対象期間)

当該交付決定のあった日の属する会計年度の2月末日まで

問い合わせは ふるさと未来課(**2**2-7404)へ